

よくある質問【ビジネスモデル構築型】

Q 1. 中小企業の事業計画に求める、①付加価値額 + 3 %以上 / 年、②給与支給総額 + 1. 5 %以上 / 年、③事業場内最低賃金 ≥ 地域別最低賃金 + 3 0 円の算出方法は？

A 1. ものづくり補助金の一般型の考え方に準じます。

Q 2. 共同事業者は、後から追加することはできますか？

A 2. 共同事業者は、補助事業者（代表者）の（支援先中小企業以外の）外注先という扱いになります。申請時に共同事業者を明記いただいた場合は、随意契約にて委託契約を締結することが可能です。補助事業開始後に共同事業者を追加する場合は、少額な契約である場合を除き、競争入札をかけることが必要です。

Q 3. 人件費に役員報酬は含まれますか？

A 3. 補助事業に直接従事する場合は人件費に含まれます。

Q 4. 研修受講料等の対価を支援先中小企業から徴収することは認められますか？また、その場合の対象経費はどうなりますか？

A 4. 支援先中小企業から研修受講料等を徴収することは問題ありません。ただし、今回の補助金は申請主体となる補助対象者の支援コストを補助するものであるため、徴収した研修受講料等を差し引いて補助対象経費を算出することになります。

Q 5. 補助事業を実施するために新たに事業所を借りる場合の費用は対象経費となりますか？

A 5. 賃貸借契約に基づく家賃等は補助対象となりません。ただし、補助対象の一部としてイベント開催等に要する会場費は補助対象となります。

Q 6. 同一企業がものづくり補助金の一般型とビジネスモデル構築型の申請をすることはできますか？

A 6. ものづくり補助金の一般型に申請している中小企業が今回のビジネスモデル構築型で補助対象者として申請することはできます。ただし、一般型と同じで他の補助事業と同一の補助対象を含む事業については、重複案件となり、補助対象外となります。

Q 7. 応募申請時に、30 社以上の中小企業との連携関係を構築する必要がありますか？

A 7. 応募申請時点では、30 社以上の中小企業の実名を挙げていただく必要はありません。ただし、支援先中小企業を募集する方法等の計画をお示しいただくことが必要です。事業完了には、30 社以上の中小企業の事業計画策定が必須要件となります。

Q 8. 事業資金の調達のために補助金の概算払いを利用できますか？

A 8. 原則として補助事業終了後に補助金額が確定してからの精算払となります。ただし、資金繰りの観点から必要と認められる場合には、事務局に概算払の申請をすることで、支払済みの補助対象経費分について、事業の完了前に補助金の支払いを受けることができます。（1回まで）
但し、補助要件（中小企業 30 者以上の事業計画の策定）を満たすことができなかった場合は、発生した費用の全てが補助金の支払い対象外（返還）となります。

Q 9. パートナースシップ構築宣言による加点を受けるにあたり、何か提出資料が必要ですか？

A 9. パートナースシップ構築宣言については、事務局にて申請締切日である令和 4 年 1 1 月 1 1 日（金）時点の公表状況を確認のうえ、該当する事業者の方に加点を行いますので、応募申請時に事業者の皆様が資料等を提出する必要はありません。

【補助対象者について】

Q 10. 当事業の補助対象者の対象範囲は？

A 10. 本事業における補助対象者は中小企業の経営革新を持続的に支援可能な法人となります。法人格を持たない任意団体、地方公共団体又は個人事業主は対象外となります。

Q 11. （みなし）大企業、一般社団法人、一般財団法人、第 3 セクター、特定非営利法人、農業協同組合、漁業協同組合は補助対象となりますか？

A 11. 補助対象者となることはできませんが、支援先中小企業として入ることはできません。

Q 12. 「大企業」の定義は？

A 12. 本事業における「大企業」の定義は、中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者にあたらぬ営利法人となります。（補助率は 1 / 2 となります）

Q 13. 「みなし大企業」の定義は？

A 13. 次の（1）～（5）のいずれかに該当する中小企業者となります。

- （1）発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- （2）発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している中小企業者
- （3）大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている中小企業者
- （4）発行済株式の総数又は出資価格の総額を（1）～（3）に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- （5）（1）～（3）に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であり、資本金及び従業員数がともに Q14 のアの表の数字を超える場合、大企業に該当します。海外企業についても、資本金及び従業員数がともに Q14 のアの表の数字を超える場合、大企業に該当します。また、自治体等の公的機関に関しても、中小企業基本法の範囲外であり、大企業とみなします。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記のみなし大企業の規定を適用しません。

・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社

- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

Q14. 「中小企業等経営強化法」第2条第1項に規定する「中小企業者」の定義は。

A14. 下記アまたはイの要件を満たすものとなります。

ア【中小企業者（組合関連以外）】

- ・資本金又は従業員数（常勤）が下表の数字以下となる会社又は個人であること。

業種	資本金	従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業（ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く）	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

※1 資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。

※2 常勤従業員は、中小企業基本法上の「常時使用する従業員」をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試の使用期間中の者は含まれません。

※3 資本金及び従業員数がともに上表の数字を超える場合、大企業に該当します。ただし、以下が株式を保有する場合は、その保有比率等をもって上記Q13のみなし大企業の規程を適用しません。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※4 本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。

イ【中小企業者（組合関連）】

- ・下表にある組合等に該当すること。

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 ^{※1}
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会 ^{*2}
内航海運組合、内航海運組合連合会 ^{※3}
技術研究組合（直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの）

※1 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

※2 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資

の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

※3 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

Q15. グループ会社であっても、法人が別であれば、同じ公募回に応募することはできますか？

A15. 親会社が議決権の50%超を有する子会社が存在する場合、親会社と子会社は同一法人とみなし、いずれか1社のみでの申請しか認められません。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が複数存在する場合、親会社と複数の子会社は全て同一法人とみなし、このうち1社のみでの申請しか認められません。これらの場合において、複数の事業者が申請した場合には、申請した全ての事業者において申請要件を満たさないものとして扱いますのでご注意ください。なお、個人が複数の会社「それぞれ」の議決権を50%超保有する場合も同様に、複数の会社は同一法人とみなします。また、親会社が議決権の50%超を有する子会社が、議決権の50%超を有する孫会社や、更にその孫会社が議決権の50%超を有するひ孫会社等についても同様の考え方にに基づき、同一法人とみなします。